

大台ヶ原における利用のルール

1. 特別保護地区大台ヶ原における行為規制等

大台ヶ原は、大部分が吉野熊野国立公園の特別保護地区に指定されており、ドライブウェイ終点の駐車場周辺のみが第2種特別地域に指定されている。

特別保護地区及び特別地域では、工作物の新築、木竹の伐採、土石の採取などの行為が規制されていて、環境大臣の許可を得る必要がある（自然公園法第20条及び21条）。

特に特別保護地区は、国立公園の中でも特に優れた自然景観を保護するために指定された地区で、木竹の植栽、動物を放つこと、植物や落葉・落枝の採取、動物の捕獲、殺傷、たき火などの行為も規制されており、学術研究とその他公益上の目的でなければ、原則として許可されない。

特別地域及び特別保護地区において、規制対象となる行為は、以下のとおりである。

表4 国立公園及び国定公園における行為規制の種類

地種区分	許可を要する行為の種類	
特別地域	①工作物の新築、改築、増築 ②木竹の伐採 ③指定する区域での木竹の損傷 ④鉱物や土石の採取 ⑤河川、湖沼の水位・水量の増減 ⑥指定湖沼等への汚水の排出等 ⑦広告物の設置等 ⑧指定する物の集積又は貯蔵 ⑨水面の埋立等	⑩土地の形状の変更 ⑪指定植物の採取等 ⑫指定区域内での指定植物の植栽 ⑬指定動物の捕獲等 ⑭指定区域内で指定動物を放つこと ⑮屋根、壁面等の色彩の変更 ⑯指定する区域内への立入り ⑰指定区域での車馬等の乗入れ ⑱政令で定める行為
特別保護地区	特別地域の行為に加え ①木竹の損傷 ②木竹の植栽 ③動物を放つこと ④物の集積又は貯蔵 ⑤火入れ又はたき火	⑥木竹以外の植物、落葉・落枝の採取等 ⑦木竹以外の植物の植栽等 ⑧動物の捕獲等 ⑨車馬等の乗入れ ⑩政令で定める行為

2. 利用調整地区制度

（1）西大台利用調整地区制度の概要

利用調整地区制度は、平成14（2002）年の自然公園法の改正により創設された制度である。自然公園の風致、景観の維持とその適正な利用を図るため、特に必要があるときは、公園計画に基づいて特別地域または海域公園内に指定される（自然公園法第23条）。利用調整地区内に入る場合には、国立公園では環境大臣、国定公園では都道府県知事（指定認定機関が指定されている場合は指定認定機関）の認定を受ける必要がある。

平成18（2006）年12月、「西大台利用調整地区」の指定が告示され、西大台に全国初の利用調整地区が指定された。平成19（2007）年6月、「吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画」が策定され、同年9月から運用が開始された。